

令和8年度

債務負担行為設定事業

事 項	限 度 額	前年度未までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	長期借入金	国庫補助金	自己資金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
配水管網 再構築事業費	359,102		-	令和8年度 ～ 令和9年度	359,102	322,832	-	-	36,270

事業概要

1 事業の概要

工 事 名	工 事 箇 所	工 期	備 考
相模原市緑区三ヶ木地内 配水管改良工事	相模原市緑区三ヶ木 749番地付近	令和8年度 ～ 令和9年度	Φ100～150mm、延長250m
相模原市中央区田名地内 配水管改良工事	相模原市中央区田名 6203番地付近	令和8年度 ～ 令和9年度	Φ50～100mm、延長620m
相模原市南区下溝地内 配水管改良工事	相模原市南区下溝447 番地付近	令和8年度 ～ 令和9年度	Φ300mm、延長270m
相模原市南区下溝地内 配水管改良工事	相模原市南区下溝4383 番地付近	令和8年度 ～ 令和9年度	Φ100mm、延長130m

2 債務負担行為設定理由

県内中小企業への支援策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12か月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為を設定することとしたものである。